

市の家計簿をわかりやすく公表します

平成25年度決算の状況をお知らせします。詳しくは、市役所、各地域事務所及び西部支所にあるわかりやすい説明書「せきのけっさん」をご覧ください。

※「せきのけっさん」は、市ホームページでも見るすることができます。

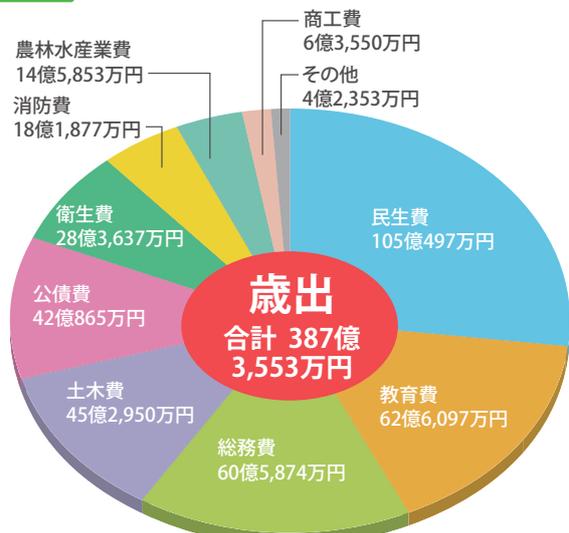
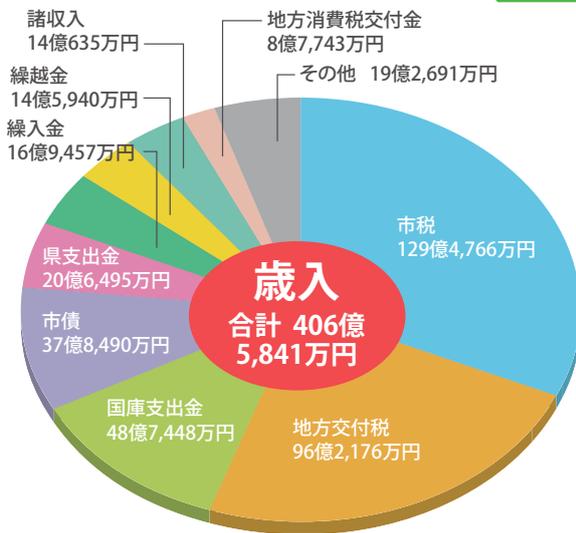
照会先 財政課 ☎ 23-7709

平成25年度決算の状況

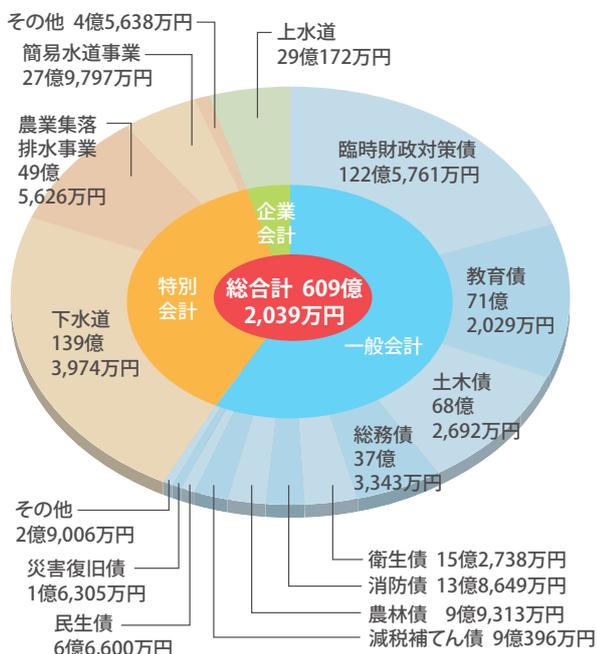
一般会計の歳入総額は、406億5,841万円で、前年度と比較して13億6,271万円増加(伸率3.5%)しています。また、歳出総額は、387億3,553万円で、前年度と比較して8億9,923万円の増加(伸率2.4%)となっています。

市の借入金である市債は、一般会計、特別会計、企業会計の年度末現在高は、609億2,039万円で、前年度と比較して14億1,535万円減少(伸率△2.3%)しています。一方、貯金である基金は、一般会計の年度末現在高は、180億6,713万円で、前年度と比較して6億1,555万円増加(伸率3.5%)しています。

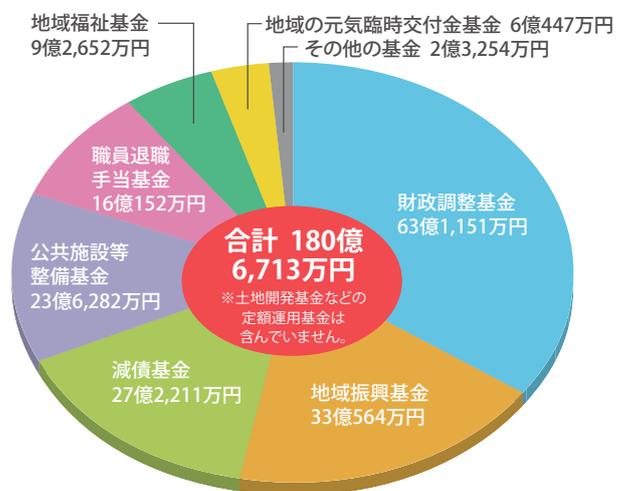
一般会計



市債の状況 (借入金)



一般会計の基金の状況



特別会計

会計名	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計(事業勘定)	102億7,084万円	100億6,220万円
国民健康保険特別会計(直診勘定)	4億1,193万円	3億7,721万円
下水道特別会計	22億9,526万円	22億8,703万円
財産区特別会計	1,074万円	704万円
中小企業従業員退職金共済事業特別会計	1億2,864万円	1億2,864万円
食肉センター事業特別会計	5,145万円	4,565万円
農業集落排水事業特別会計	8億4,582万円	8億4,570万円
公設地方卸売市場事業特別会計	4,966万円	4,966万円
介護保険事業特別会計	62億4,329万円	61億9,597万円
簡易水道事業特別会計	6億5,361万円	6億5,361万円
有線放送事業特別会計	4,892万円	4,890万円
後期高齢者医療特別会計	7億8,978万円	7億7,396万円
合 計	217億9,994万円	214億7,557万円

都市計画税の使途状況

区 分	金 額	
都市計画事業費など	街 路	5億 207万円
	公 園	6億5,496万円
	下 水 道	1億7,647万円
	そ の 他	1億 595万円
	都市計画事業計	14億3,945万円
	土地区画整理事業	2,559万円
	地方債償還額	18億1,895万円
	合 計	32億8,399万円
	上記の財源内訳	地 方 債
支 出 金		4億6,016万円
負担金その他		9,609万円
都市計画税収入額		9億1,854万円
一 般 財 源 等		13億5,880万円
合 計	32億8,399万円	

市民一人あたりの使い道

人口91,583人：平成26年3月31日現在

区 分	1人あたり
議 会 費	3,144円
総 務 費	66,156円
民 生 費	114,704円
衛 生 費	30,970円
農 林 水 産 業 費	15,926円
商 工 費	6,939円
土 木 費	49,458円
消 防 費	19,859円
教 育 費	68,364円
災 害 復 旧 費	1,481円
公 債 費	45,954円
合 計	422,955円

市税に対する負担状況

人口91,583人：平成26年3月31日現在

区 分	1人あたり
市 民 税	57,918円
固 定 資 産 税	64,167円
軽 自 動 車 税	2,161円
市 た ば こ 税	6,548円
都 市 計 画 税	10,029円
入 湯 税	553円
合 計	141,376円



市民の皆様にも市政をより身近に感じていただくため、市の決算について事業ごとに概要や財源などを記載し、わかりやすく説明した「平成25年度せきしのけっさん」を発行しました。

「せきしのけっさん」は市ホームページで公開しています。また、市役所などの窓口でも無料で配布しています。

☆配布場所……財政課(本庁舎3階)、西部支所、各地域事務所

主な財政用語の説明

●会計区分

■一般会計

市税、国や県からの補助金・交付金、手数料などの収入や、市の行う仕事に必要な支出といったお金の処理をまとめて行うために設けられた会計で、市のお金の流れの中心となっています。

■企業会計

事業で収益をあげて、その収益でまかなわれる会計で、関市では上水道事業会計がこれにあたります。

■特別会計

国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするために、一般会計とは別の会計を設けることになっています。

●歳入

■市税

市民や市内に事務所などをもつ法人などに納めていただく税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などがあります。

■地方譲与税

国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市に対して譲与するもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

■地方消費税交付金

地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市に対して交付するものです。

■地方交付税

全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

■分担金・負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するもので、保育園の保育料などが該当します。

■使用料・手数料

市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するもので、体育館などの施設使用料や、住民票の写しの交付手数料などが該当します。

■国庫支出金

国が市に対して支出するもので、負担金、財政援助のための補助金、委託費などがあります。

■県支出金

県が市に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するものがあります。

■財産収入

市が所有する財産の貸付け、売払いなどにより得た現金収入のことで、公共用地の売払収入や、基金積立金の利子などが該当します。

■繰入金

各種基金の取り崩しにより繰り入れたお金です。

■繰越金

前年度の決算上、残ったお金です。

■諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたもので、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

■市債

学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の費用が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、市が調達する資金が「市債」です。

●歳出

■議会費

市議会運営のための経費で、議員報酬も含まれます。

■総務費

庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費です。

■民生費

障がいのある方や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの経費です。

■衛生費

環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。

■農林水産業費

農林水産業の振興を図るための支援や、生産基盤整備などの経費です。

■商工費

商工業や観光の振興などの経費です。

■土木費

道路や河川、公園などの社会資本整備のための経費です。

■消防費

消防活動や災害対策などのための経費です。

■教育費

学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。

■災害復旧費

大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設等を復旧するための経費です。

■公債費

市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

関市の財政の健全度

平成25年度決算に基づく本市の健全化判断比率、資金不足比率及び財政運営判断指標は、次のとおりです。健全化判断比率及び資金不足比率ともに早期健全化基準等を下回り、前年度に引き続き健全な状態です。

特に健全化判断比率の実質公債費比率は、前年度と比較して2.0ポイント減少しています。これは、借入金が返済元金を超えることがないように市債発行額を抑制するなど、公債費負担の軽減に努めてきたことによるものです。また、関市独自の財政運営判断指標は、前年度と比較しておおむね良好な数値に推移しており、5年度、10年後においても各指標の目標値を維持できるものと考えられます。

今後とも、これらの財政運営のルールに基づき、現在の健全財政を維持するとともに、住民自治による行財政運営の充実・健全化を図っていきます。

1 健全化判断比率と資金不足比率からみる財政の健全度

●健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	平成25年度	平成24年度	参 考		説 明
			早期健全化基準 ※2	財政再生基準	
実質赤字比率	※1 △6.35%	※1 △3.87%	12.16%	20.0%	市の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率
連結実質赤字比率	※1 △11.42%	※1 △9.00%	17.16%	30.0%	市のすべての会計の赤字や黒字を合算して、市全体の赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示す比率
実質公債費比率	8.9%	10.9%	25.0%	35.0%	市の借入金の返済額や、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率
将来負担比率	※1 △3.0%	※1 △3.5%	350.0%	※3 —	現時点での市の借入金の額や将来負担しなければならない額を指標化し、今後の財政運営を圧迫する可能性を示す比率

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、いずれも黒字であったため「-」と表記していますが、参考に黒字の程度を（ ）内に△で併記しています。

※2 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なります。

※3 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

●資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

事業名	平成25年度	平成24年度	参 考		説 明
			経営健全化基準		
上水道事業	—	—	20.0%		公営企業の資金不足を指標化し、経営状況の深刻度を示す比率 ※一般会計の実質赤字比率に相当するもの
下水道事業	—	—			
農業集落排水事業	—	—			
食肉センター事業	—	—			
公設地方卸売市場事業	—	—			
簡易水道事業	—	—			

※各会計の資金不足比率は、黒字であったため「-」と表記しています。

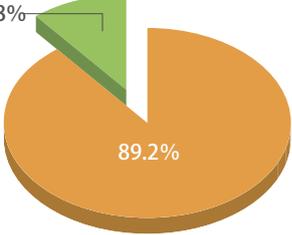
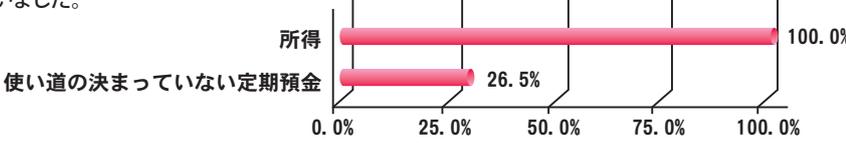
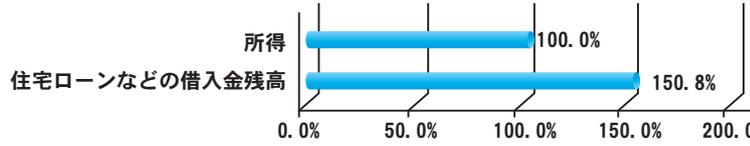
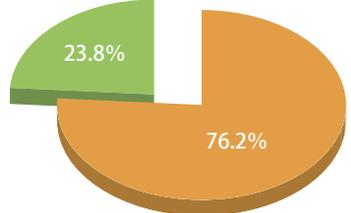
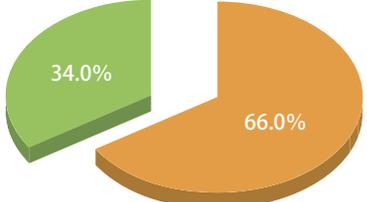
2 財政運営判断指標からみる財政の健全度

●財政運営判断指標（「関市健全な財政運営に関する条例」に基づく市独自の財政指標）

指標名	平成25年度	平成24年度	目標値		説 明
			平成30年度	平成35年度	
経常収支比率	89.2%	91.3%	90.0%	90.0%	公債費、人件費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額が、市税、地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合を表す比率 この比率が高くなると、臨時的事業に投資できる資金が少なくなるため、財政が硬直しているということになります。
財政調整基金比率	26.5%	26.1%	27.2%	25.0%	標準的な1年間の収入に対して、貯金である財政調整基金が占める割合を表す比率で、年度間の臨時的な支出に対応できる「ゆとり」を判断するための指標
地方債残高比率	150.8%	152.9%	130.0%	100.0%	標準的な1年間の収入に対して、借入金である地方債の残高が占める割合を表す比率で、将来の地方債発行可能額を判断するための指標
債務償還可能年数	6.8年	6.9年	6.0年	5.0年	使い道が自由な収入をすべて使ったと仮定して、地方債などの債務を償還するのにかかる年数を表すもので、債務が返済可能な規模となっているかを判断するための指標
公債費の普通交付税算入率	76.2%	66.1%	66.6%	66.6%	これまでに発行した地方債の単年度における返済額（公債費）のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率
地方債残高の普通交付税算入率	66.0%	66.3%	66.6%	66.6%	これまでに発行した地方債の年度末残高のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率

※条例に基づき平成25年12月に策定した「関市長期財政計画」では、平成26年度以降10年の期間における各指標の5年後、10年後の目標値を設けています。

●財政運営判断指標を家庭にたとえると・・・

指標名 ()は前年度の値	一般家庭にたとえて説明すると・・・
<p>経常収支比率 89.2% (91.3%)</p>	<p>*給料のうち、どうしても必要な生活費やローン返済額などが占める割合を表しています。支払わなくてはならない経費の割合が、89.2%を占めているということになります。前年度と比較して2.1ポイント減少しています。これは、食料費(人件費)やローン返済額(公債費)が大幅に減少したためです。</p>  <p>■支払わなければならない経費の割合 例:食費、光熱水費、ローン返済など</p> <p>■自由に使える割合 例:旅行、自動車購入など</p>
<p>財政調整基金比率 26.5% (26.1%)</p>	<p>*使い道の決まっていない定期預金が、所得と比較したときにどれだけあるかを表しており、所得の26.5%の蓄えがあるということになります。前年度と比較して0.4ポイント増加しています。定期預金の取崩し(基金繰入)を抑えつつ、将来の臨時的な支出(投資的経費)に備えて積立て(基金への積み増し)を行いました。</p> 
<p>地方債残高比率 150.8% (152.9%)</p>	<p>*住宅ローンなどの借入金の残高が、所得と比較したときにどれだけ残っているかを表しており、所得の約1.5倍のローンが残っていることとなります。前年度と比較して2.1ポイント減少しています。順調な減少傾向にありますが、5年後10年後の目標値に向けて、今後も計画的な借入りに努める必要があります。</p> 
<p>債務償還可能年数 6.8年(6.9年)</p>	<p>*給料のうち、どうしても支払わなければならない経費以外のお金をすべてローンの返済に充てたとして、何年で借金が返済できるかを表しています。計算上では、7年以内にすべての借入金を返済できるようになっています。前年度と比較して0.1ポイント減少しています。地方債残高比率と同様に順調な減少傾向にありますが、5年後10年後の目標値に向けて、今後も計画的な借入りに努める必要があります。</p>
<p>公債費の 普通交付税算入率 76.2% (66.1%)</p>	<p>*ローン返済額のうち、利子補給や税額控除などの補てんがあった割合を表しています。ローン返済額の76.2%は補てん分であり、自己負担分は返済額の23.8%ということになっています。前年度と比較して10.1ポイント増加しています。今年度のローン返済額(公債費)は、有利な借入れに対する返済が多く、利子補給などの補てん(普通交付税への算入)が、前年度よりも多く受けられました。</p>  <p>■利子補給などの補てんがあった割合</p> <p>■ローン返済額のうち、実際の自己負担分の割合</p>
<p>地方債残高の 普通交付税算入率 66.0% (66.3%)</p>	<p>*ローン残高のうち、利子補給や税額控除などの補てんが受けられる割合を表しています。ローン残高の66.0%は補てんが受けられる見込みであり、実際に負担すべきローン残高の割合は、34.0%ということになります。前年度と比較して0.3ポイント減少していますが、目標とする算入率をおおむね維持しているといえます。今後も、有利な借入れ(過疎対策事業債など)を活用し、ローン(公債費)負担の軽減に努める必要があります。</p>  <p>■利子補給などの補てんが受けられるローン残高の割合</p> <p>■ローン残高のうち、実際に負担しなければならない残高の割合</p>

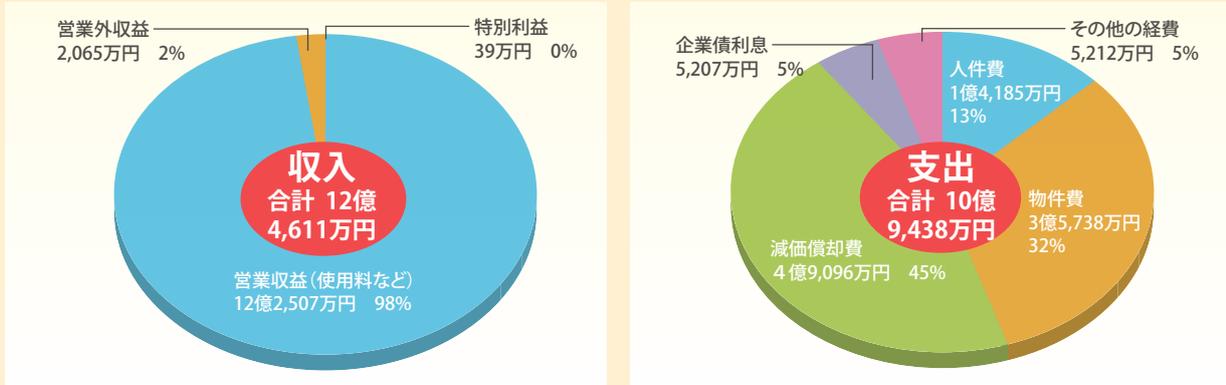
上水道事業会計の経営状況

平成25年度決算から

上水道事業は、地方公営企業法に基づき経営し、皆さんの水道料金を主な収入源として「独立採算制」で運営しています。上水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

収益的収入および支出 水道施設を維持管理するための経費とその財源〈税抜き〉

平成25年度は、収支差引して1億5,173万円の純利益となりました。



減価償却費…固定資産(建物、機械備品など)が、時の経過などに伴って摩耗や消耗などにより、価値が減少した分を費用化したものです。

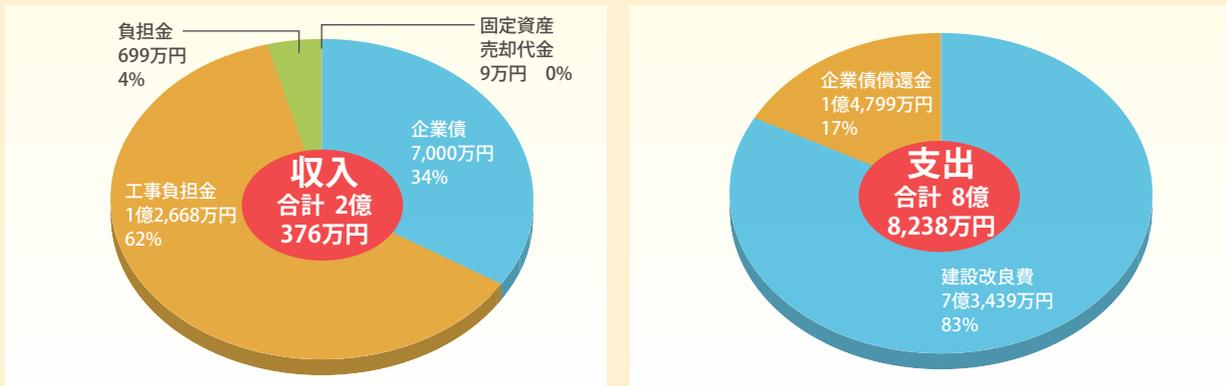
物件費…給配水管や機器などの修繕費、電気料、材料代などの経費です。

企業債利息…水道施設などをつくるために借りたお金の利息の支払いです。

資本的収入および支出 水道施設の建設や更新にかかる経費とその財源〈税込み〉

収支差引して不足する額6億7,862万円は、損益勘定留保資金などで補てんしました。

※損益勘定留保資金とは、減価償却費などの現金を伴わない経費で資本的支出の財源になります。



※建設改良費の内、小瀬水源地などの施設整備、老朽管更新(8件)など総額7億108万円の工事を実施しました。

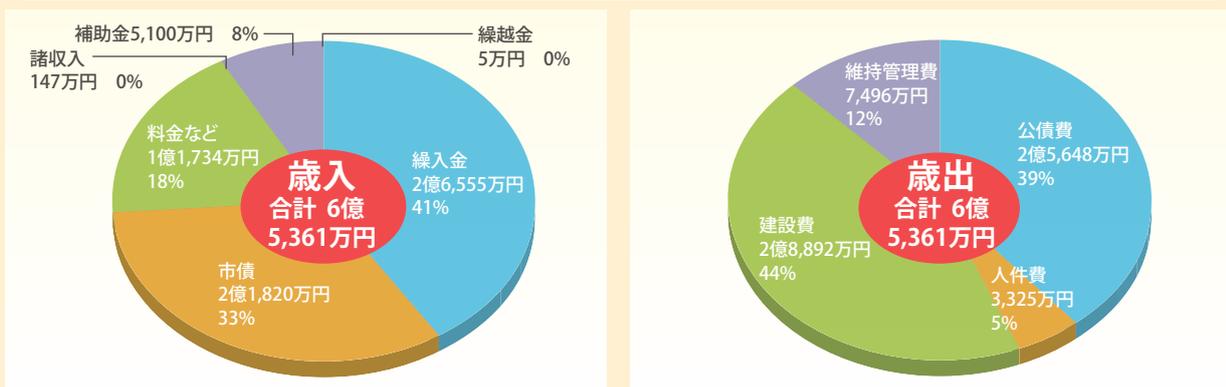
企業債…施設建設などの財源とするために国などから借り入れる長期の借入金です。

建設改良費…水道施設の更新、改良などを行うための経費です。

企業債償還金…水道施設などをつくるために借りたお金の元金の支払いです。

簡易水道の経営状況

平成25年度決算から

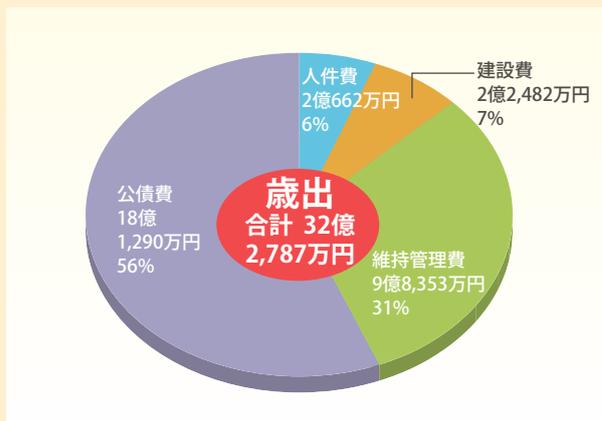
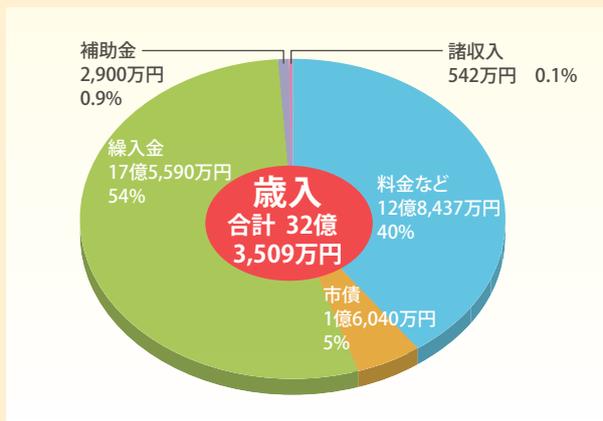


※建設費の内、武儀上之保地区簡易水道統合事業として送水管布設など総額2億5,176万円の工事を実施しました。

下水道の経営状況

平成25年度決算から

下水道の決算は、下水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・し尿処理費（一般会計）を合算しています。



簡易水道、下水道の語句の説明

1. 料金などとは、使用料や受益者負担金および検査手数料などです。
2. 補助金とは、主に建設事業に対する補助金などです。
3. 歳入金とは、経費不足分を関市一般会計から繰り入れするものです。
4. 市債とは、経営で不足する費用のうち、国が認めたお金を借り入れるものです。
1. 人件費とは、給料・手当・共済費などです。
2. 建設費とは、水道管や污水管、下水処理場などの工事にかかる費用です。
3. 維持管理費とは、薬品の購入や電気料金および委託費用です。
4. 公債費とは、借り入れたお金を返済するための費用です。

募集

関市公共施設再配置ワークショップに参加しませんか

市では、少子高齢化の急速な進展に伴う社会保障費の増加をはじめ、地方交付税の合併特例終了による減額など、財政状況が厳しさを増していき、老朽化による公共施設の大量更新問題に対応するため、公共施設再配置に取り組んでいます。市民の皆さんに現状と課題、その取り組みについて理解していただき、共に将来の関市を見据えた公共施設の再配置を検討していただくワークショップの参加者を募集します。

◆**内容** 公共施設の現状と課題から、再配置シミュレーションを通して、将来の公共施設の再配置イメージを検討します。

◆**募集人員** 12人程度 ※応募多数の場合は審査により決定

◆**応募資格** 平成26年4月1日において満18歳以上の市に在住、通勤、通学している方。

◆**時期・回数** 平成27年1月～2月の平日で計3回開催。時間は午後7時30分～9時30分を予定。

◆**場所** 市役所会議室など

◆**応募方法** 秘書広報課で受領または市ホームページからダウンロードした所定の様式に必要事項を記入し、同課窓口へ持参または郵送、FAX、メールにて、11月28日（金）までに提出してください。

◆**提出・照会先** 〒500-1389 4
若草通3丁目1番地 秘書広報課
営戦略室 ☎23-7710 FAX23-7744 メール hishokoho@city.seki.lg.jp

平成27年度 スポーツ施設利用申し込み受付

平成27年度に次の施設の利用を希望する団体は、12月19日（金）までに、それぞれの申込先へご連絡ください。

■対象施設と申込先

- ▽関市総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、会議室）
 〓 関わかろくさコンソーシアム（総合体育館内 ☎23-8822）
- ▽中池公園（市民球場、中池東グラウンド、陸上競技場、グリーン・フィールド中池、多目的広場、テニスコート、市民プール、中池体育館）および鮎の瀬、十六所、稲口、松原、下有知、肥田瀬、肥田瀬第2、片倉、本郷、テクノハイランドの各グラウンド
 〓 中池公園事務所（☎24-0214）

スポーツ・イベント

第14回 関市ラグビーフットボールフェスティバル 第2部



- ◆**期日** 11月16日①
 - ◆**場所** グリーン・フィールド中池
 - ◆**内容** ▽9時から〓関市小学生タグラビー大会兼サントリーカップ第11回全国小学生タグラビー選手権大会関市予選） ▽終了後〓小学生スクールミニラグビーフットボール交流戦
- ※日程は変更になる場合があります。
- ◆**照会先** 関市ラグビーフェスティバル実行委員会（総合体育館内 ☎23-8525）

市議会だより

市議会第3回定例会

平成26年市議会第3回定例会を、9月2日から10月1日までの30日間、開催しました。

この定例会では、条例関係9件、一般議案4件、補正予算11件、決算認定13件、報告3件、諮問3件、請願1件、議員提案2件（意見書）の合わせて46件を審議しました。審議日程は次のとおりでした。

▼9月2日の本会議1日目は、会期を30日間と決めた後、議案の説明が行われ、工事請負契約の締結について（武芸川事務所耐震補強・改修（建築）工事）など3件について可決し、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の選任及び教育委員会委員の任命に同意しました。

▼11日の本会議2日目は、議案に対する質疑を行い、関市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてなど5件を可決しました。

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、平成26年度関市一

般会計補正予算（第3号）、平成25年度関市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど28件をそれぞれ所管の各常任委員会に付託しました。

その後、代表質問と一般質問を行い、通告者12人のうち4人が、当局の姿勢や方針について質問を行いました。

▼12日の本会議3日目は、5人が一般質問を行いました。

▼16日の本会議4日目は、3人が一般質問を行いました。

▼17日～26日は各常任委員会及び自治基本条例に関する特別委員会付託案件の審査を行いました。

▼10月1日の本会議5日目は、各常任委員長から付託案件の委員会審査結果の報告が行われ、討論、採決の結果、各委員長の報告どおり可決されました。請願第1号「集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しない意見書の採択を求める請願書」は不採択としました。自治基本条例に関する特別委員会委員長から、継続審査となっていた議案についてさらに慎重に審査するため、閉会中の継続審査の申し出があり、採決の結果、委

員長の申し出どおり、閉会中の継続審査を承認しました。また、追加議案（補正予算）1件を可決したのち、議員提案2件を審議し、いずれも可決しました。今定例会に付議された案件をすべて議了し閉会しました。

代表質問

豪雨災害

質問 避難勧告発令等の方針は

【答弁】 8月10日の台風11号による豪雨災害時の避難勧告発令では、「長良川が避難判断水位に達したため」と発令理由についても伝達し、対象エリアの中でも特に長良川流域の住民の避難を強調しました。

今回は、広いエリアへの急な避難勧告発令により、不安に感じられた住民の方も多かったことから、今後、水害を受ける対象エリアの絞り込みを行う方針です。さらに、河川に近づかないように事前啓発することや、避難勧告を発令する前に避難準備情報を積極的に発信することで、不安を取り除くなどの対応も実施していきたいと考えています。

また、住民の皆様には、市の避難勧告発令時において、その場の状況からどう行動するのが最善かを個人で判断することも自助として重要であるため、今後も出前講座などを通じ更なる啓発が必要であると考えています。

過疎地域の学校統合

質問 施設の活用方法は

【答弁】 武儀・上之保地域及び洞戸・板取地域の中学校については、多人数での活動により教育的な効果を高めていくために、中学校の再編に向けて進めています。

不登校対策

質問 今後の対策は

【答弁】 県の事業であるスクールカウンセラーは、今年度、市内全小中学校に配置されており、児童生徒や保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行っています。県下に4名配置されているソーシャルワーカーは、教育分野のみならず社会福祉分野の専門知識を有しており、関市においては9月から6回程度活用する予定です。

一般質問

介護療養型医療施設

質問 今後の体制確保は

【答弁】 介護療養型医療施設は、国が平成29年度末までに廃止する方針を示していますが、施設が担っている機能については非常に重要であるので、国の動向を見守りながらその機能が介護老人保健施設等で確保されることを期待しています。また、2025年には団塊の世代が75歳を迎え、要介護高齢者の数が急激に増加し、病院や施設で最期を迎えることができない方も増加することが予想されています。そのため、在宅医療の提供を含めた地域包括ケアシステムの構築が必要であり、医療と介護が連携して在宅医療を支援していく体制づくりを検討していきたいと考えています。

児童生徒の安全

質問 所在不明の防止体制は

【答弁】 小学校入学の前年に行う就学時検診の際に、当該年度の児童について、住民基本台帳に基づきリストを作成し、検診に出席しない児童の家へは学校の教員が訪問し確認しています。

入学後、不登校などで欠席が長期化している場合は、その情報を学校と地域の民生委員、学校教育課や子ども家庭課などで共有し、関係者が家庭訪問等を行い

確認しています。保護者が本人と会わない場合には、子ども相談センターや警察に依頼し、本人確認ができるような体制を整えています。

また、保護者が市外へ転出の手続きをした後、転入すべき学校へ連絡しない場合は、学校教育課が転出先の市町村教育委員会や学校と連携し、児童生徒が所在不明にならないようにしています。今後関係機関との連携を一層密にして、所在不明の児童生徒が出ないよう確実に対応していきます。

農業政策

質問 新規就農者の確保は

【答弁】 平成23年度から現在までの3年半の間で、10名の若手の方に新規就農していただいています。若手の就農者の確保については、農業関係機関で構成する中濃地域営農推進会議や中濃地域農支援協議会における情報共有や就農までの誘導、また新規就農者自立支援システムなどで、営農の継続支援を実施しています。また、国の青年就農給付金による支援は年齢が45歳を超えると給付が受けられなくなりますが、昨年度から関市独自の施策として、45歳を超える方に対する助成事業を行っています。ソフト事業としては、今年度「農業魅力発見ナビ」として、農業学校の学生や新規就農希望者を対象に、農業の現場を見ていただく機会を設ける予定です。

三市連携事業

質問 期待される効果は

【答弁】 今年4月から行っている人事交流は、関市、美濃加茂市、各務原市が相互に職員2人を派遣しています。この人事交流により、それぞれの職員が広い視野や柔軟な発想力を身に付け、三市の施策の幅が広がり一層質の高いものになること、さらにこの人事交流のメリットが組織全体に広がり、組織の活性化や職員の資質向上につながることを期待しています。こうした事業の効果は1年や2年で結果が表れるものではありませんが、今後も出来る限り継続していきたいと考えています。

投票区の見直し

質問 有権者の利便性の確保は

【答弁】 実施時期は来年4月に執行予定の統一地方選挙から予定しています。今回の見直しにより、投票所から過度に遠距離となる地域については代替手段を考えており、板取・上之保地域においては旧の投票所に半日ほど開設する臨時期日前投票所の設置、交通手段の確保として、旧武儀郡の各地域においては地域バスの活用、富野地域においてはデマンドバス等のバス停から投票所までの送迎、また期日前投票所の拡充として、新たに西部ふれあいセンターに設置するなど有権者の利便性の向上を図りたいと考えています。

公園の環境整備

質問 ごみの収集の方法は

【答弁】 公園の清掃業務は、主にシルバー人材センターや近隣の自治会、団体に委託して行っています。老人クラブについては、シルバー人材センターから委託を受けて、除草やごみ拾い、トイレ清掃をしていただいています。

公園清掃にて集めた草木やごみ等が一度に大量に発生しますと収集運搬業務に支障をきたすことがあります。このため、一度に5袋を超えるごみはステーションへの搬出ではなく、市役所に連絡をいただき都市整備課の職員が直接回収することとしています。

この処理方法は、実際に作業をしていただく方々に対して、連絡が十分に届いていなかったようですので、改めて連絡の徹底を図りたいと考えています。

空き家対策

質問 現状と今後の対策は

【答弁】 昨年度総務省が行った住宅土地統計調査の速報値から、関市内には約5,000戸の空き家があると推計されます。倒壊の恐れがある空き家については、市民の方から連絡をいただいで対応しています。今後は、人口減少に伴い空き家が増加し、また老朽化に伴い倒壊の危険性がある空き家も増加すると思われまます。しかしながら、空き家に対する法

的手続きや手順は十分整理されており、対策に苦慮している状況です。

空き家対策条例は、国が秋の臨時国会に、老朽化した空き家の改修や取り壊しを進める法律案を提案する動きがありま。今後は、国の動向に注視し、県の空き家対策協議会などと十分連携をとりながら、条例について研究・検討していきます。

子どもの貧困対策

質問 小中学生への取り組みは

【答弁】 毎年、学校から全保護者へ就学援助制度についての案内文書を配付し、援助申請を受けた後、審査・認定を行っています。前年度まで援助を受けていて、その後の申請がない家庭や、給食費等の長期にわたる未納がある家庭などの保護者とは懇談を行い、経済的事情がある場合には就学援助制度の活用を勧めています。

また、学校での児童生徒の様子や、家庭訪問時の様子などから、経済的支援が必要な家庭の状況がある程度把握できます。このような家庭の情報を、地域の民生委員、市の家庭児童相談室や中濃子ども相談センターと共有し、支援の必要な家庭への相談体制を整えるようにしていきます。

今後もしかなる経済状況の家庭の子どもであっても健やかに育つことができる環境を整備するとともに、教育の機会均

等を図るため、就学援助制度を根幹に、関係機関と連携して子どもの貧困対策を推進したいと考えています。

市長マニフェスト

質問 推進計画の進捗状況は

【答弁】 市長マニフェストを、関市の総合計画と整合性を図り、市の施策として位置づけた「市長マニフェスト推進計画」は、平成23年度から平成27年度までの計画期間のうち3年近くの期間が経過しました。

平成25年度末での推進計画の進捗状況は、58事業のうちで、計画どおりが45事業、計画よりも早いのが4事業、既に完了が1事業という状況であり、おおむね順調に進んでいると認識しています。このほか、取組内容を修正して進めているものが6事業、計画よりも進捗が遅れているものが2事業ありますが、これらについても達成の目途がついています。

審議の結果

◎9月2日可決・同意分

▼工事請負契約の締結《武芸川事務所耐震補強・改修（建築）工事、中池体育館耐震補強等工事》▼財産の取得（関市庁内ネットワーク環境整備（行政系ネットワーク機器の購入））

▼公平委員会の委員の選任（同意）
再任 1名 ※任期4年

▼固定資産評価審査委員会の委員の選任（同意）
新任 1名 ※任期3年

▼教育委員会の委員の任命（同意）
新任 1名 ※任期4年

◎9月11日可決・報告分

▼関市職員の退職手当に関する条例の一部改正▼関市福祉医療費助成に関する条例の一部改正▼関市有線放送施設条例の一部改正▼関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部改正▼関市過疎地域自立促進計画の変更▼平成25年度決算に基づく関市健全化判断比率の報告▼平成25年度決算に基づく関市資金不足比率の報告▼平成25年度決算に基づく関市財政運営判断指標の報告

◎10月1日可決・認定分

▼関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定▼関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定▼関市放課後児童健全育成条例の制定▼関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定▼関市留守家庭児童教室条例の一部改正▼平成26年度関市一般会計補正予算（第3号）▼平成26年度関市特別会計補正予算《国民健康保険（第1号）、下水道（第1号）、財産区（第1号）、食肉センター事業（第1号）、農業集落排水事業（第2号）、公設地方卸売市場事業（第1号）、介護保険事業（第2号）、簡易水道事業（第

2号）、後期高齢者医療（第1号）》▼平成25年度関市一般会計歳入歳出決算の認定▼平成25年度関市特別会計歳入歳出決算の認定《国民健康保険、下水道財産区、中小企業従業員退職金共済事業、食肉センター事業、農業集落排水事業、公設地方卸売市場事業、介護保険事業、簡易水道事業、有線放送事業、後期高齢者医療》▼平成25年度関市上水道事業会計決算の認定▼平成26年度関市一般会計補正予算（第4号）▼軽

度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書▼社会保障・税番号制度の導入に係る財政措置の拡充を求める意見書

◎10月1日不採択分

▼集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しない意見書の採択を求める請願書

◎継続審査分

▼関市自治基本条例の制定
※次回の平成26年第4回定例会は、11月27日（木）に開会予定です。

◆関市議会を傍聴しませんか

議会はどなたでも傍聴できます。

また、本会議開会時間のみ、市議会ホームページにおいて市議会ライブ中継を放送していますので、こちらもぜひご覧ください。また、議員の質問については、録画配信を行っています。

■照会先 議会事務局（☎23-9068）